



おいらせ町公告第75号

おいらせ町学校給食調理等業務について、公募型プロポーザル（企画提案）方式により受注候補者の特定を行うため参加者の募集を次のとおり公告する。

令和8年9月25日

おいらせ町長 成田 光寿



1 業務概要

(1) 業務名

おいらせ町学校給食調理等業務委託

(2) 業務内容

おいらせ町学校給食調理等業務委託仕様書に記載

(3) 選考方法

公募型プロポーザル方式

(4) 委託契約期間

令和8年12月中旬～令和12年3月31日

（ただし、調理等業務については令和9年4月1日～令和12年3月31日まで）

(5) 上限金額

金288,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 参加資格

(1) 参加資格

本提案に参加出来る者は、以下のすべての条件を満たすものとする。

- ①法人格を有し、本業務を円滑に遂行することが出来るよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ②学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行出来ること。
- ③令和8年度おいらせ町競争入札等参加資格者名簿の「学校給食業務」に登録されていること。
- ④製造物責任法（平成6年法律第85号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL保険）に加入することが出来ること。
- ⑤契約締結時点で履行保証人を確保出来ること。
- ⑥食品衛生法に規定する営業許可証（おいらせ町立学校給食センターを営業所とする飲食店営業）を取得することができること。

(2) 応募者の制限

次に該当する者は、参加できないものとする。

- ①国税及び地方税を滞納している者。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当する者。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者。または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続き又は再生手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- ④過去3年以内で東北6県において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業処分を受けた者。
- ⑤おいらせ町競争入札参加資格業者指名停止要領（平成29年おいらせ町告示第49号）に基づく指名停止期間中である者。

3 手続き等

（1）担当課

〒039-2129 おいらせ町中平下長根山 1-20

おいらせ町立学校給食センター 所長 村上 清孝

電話：0178-38-5881 FAX：0178-38-0090

E-Mail：kyuu_gakumu_shoku2018@town.oirase.aomori.jp

（2）質問方法

おいらせ町学校給食調理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）に記載

（3）要領等の書類の交付期間及び方法

ア）交付期間： 公告の日から令和8年11月2日（月）

イ）交付方法： おいらせ町公式ホームページから必要に応じてダウンロード
アドレス <http://www.town.oirase.aomori.jp/>

（4）参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア）提出期限：令和8年10月22日（木） 午後3時（必着）

イ）提出場所：3－（1）「担当課」に同じ

ウ）提出方法：要領に記載

（5）提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア）提出期限：令和8年11月2日（月） 午後3時（必着）

イ）提出場所：3－（1）「担当課」に同じ

エ）提出方法：要領に記載

4 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他（おいらせ町学校給食調理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領を確認すること）

5 企画提案の審査方法及び優先交渉権者の選定

「おいらせ町学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査会において、評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の優先交渉権者を選定する。

6 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者と本業務について協議を行い、内容について合意の上で見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

あり。

ただし、おいらせ町財務規則（平成 18 年規則第 45 号）第 146 条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 支払条件 原則として毎月の後払いとする。

7 その他

- (1) 本公告に示した内容については、プロポーザルへの参加に関する概要を示しものであることから、参加を希望する事業者は「おいらせ町学校給食調理等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」を確認のうえ、本プロポーザルへ参加すること。
- (2) 提案書は、仕様書を踏まえて簡潔に記載すること。又、当町にとって有益な独自の提案があれば追加すること。
- (3) その他の詳細については、本業務に関する実施要領等に記載したところによる。

